

空撮契約書

ご利用者様(以下甲)と合同会社飛びうし(以下乙)は空撮業務に関して次の通り契約を締結する。

第一条 【本件業務】

甲は、以下の業務(以下「本件業務」という)を乙に依頼し、乙はこれを受託する。

【撮影条件】

- ① 撮影場所は甲の自宅前又は甲の居住する市区町村内で指定された一カ所で実施する
- ② 乙の拘束時間(現地到着～納品迄)は一時間とする
- ③ 拘束時間の延長は最大一時間とし、追加料金 5000 円が発生する。

【撮影内容・納品】

- ① 動画撮影として、上昇・旋回・下降飛行の1動画(加工・修正なし)
- ② 静止画像1ポーズにつき10カット×3ポーズ
- ③ 機体の上昇高度の限界は10m
- ④ 旋回動画は撮影現場の状況により、実施出来ない場合があり甲はこれを受諾する
- ⑤ 乙は撮影した成果物を当日メモリーカードでの納品・検収完了又は甲への記憶媒体へのコピーをもって納品・検収完了とする。

上記【撮影条件】①～③、【撮影内容・納品】①～⑤以外の本件業務に関しては、別途見積書を作成し事前に乙は甲に提示する。また飛行不可能な事項に関して乙は実施しないものとし、損害賠償の対象とはなり得ないものとする。

第二条 【ご請求・支払い】

甲は乙に対して、以下の金額を本件業務終了時に支払うものとする。

金 _____ 円(消費税含む)

但し甲の指定した撮影場所が乙本社半径30km以上の場合は、別途旅費交通費を請求するものとし、乙は事前に別途見積書にて甲に通知するものとする。

第三条 【事前実施事項】

甲及び乙は空撮を実施するにあたり、以下の事前事項を実施するものとする。

- ① 甲は撮影する敷地(土地所有者または管理者)の許可取得を実施する。
但し公共敷地・施設に関しては乙の実施とする。
- ② 乙は道路管理者・その他撮影に係わる所轄官庁からの許可取得を実施する
- ③ 甲は近隣住居者への通知(実施日、予備日、撮影時間帯、撮影コース)を実施する
- ④ 上記①～③以外に事前事項が発生した場合は、甲及び乙は協力して誠心誠意をもって対処し、解決することとする。

第四条 【飛行不可】

乙は以下の条件に抵触した場合飛行不可となり、本件業務の中止、変更、延期により甲に損害が発生しても当社は責任を負わないものとする。

- ① 高圧電線も鉄道沿線など電波干渉が発生する地帯
- ② 風(風速5m以上)、霜、霧、雨、雪、雷、竜巻が発生または可能性のある場合
※ 実施日2日前に飛行可能か最終判断とするが、天候の急変がある場合は中止となる
- ③ 航空法に定める飛行禁止区域
- ④ 近隣住民の反対・撮影中の妨害が発生した場合
- ⑤ ドローンの不慮の動作不良、機器の破損、墜落などにより本件業務遂行不可と乙が判断した場合
- ⑥ 所轄官庁・管理者等からの許可の遅延
- ⑦ 本件業務遂行中に日没となった場合
- ⑧ 拘束時間が二時間に達した場合
- ⑨ 上記①～⑧に準ずる事態が発生し当社が飛行不可と判断したとき

第五条 【キャンセルについて】

甲からの本件業務のキャンセルが前日又は当日に発生した場合、最終見積価格に対して前日は50%、当日は100%のキャンセル料が発生する。なお、本件業務遂行日または前日に乙からの甲に対する連絡が甲の事情により取れなくなった場合、キャンセル行為とみなし、キャンセル料が発生する。但し、甲の指定した撮影場所が乙本社半径30km未満の場合は、キャンセル料は発生しないものとする。

第六条 【成果物の品質・精度】

成果物（納品データ等）の品質・精度については、契約成立前に甲乙合意のうえで契約成立とする。

乙は最善の手段を用いて合意レベル達成の努力をする。

合意したレベルに達しない場合においても当社に業務遂行上における明らかな過失がない場合は業務完了とみなし、品質・精度不足について乙は責任を負わないものとする。

第七条 【加工・編集依頼時のご請求・納品・検収】

空撮データをもとにデータ処理を行い納品データの加工・編集する場合は、納品時に乙は甲に対して別途加工編集費を請求するものとする。乙は事前に別途見積書にて甲に通知するものとする。

納品方法と期日については、契約時に甲乙にて合意する。

甲は、納品後7日以内に検収を行うものとし、乙に何らの通知がなかった場合は検収完了とする。

第八条 【動画・静止画の帰属】

本件業務で撮影した動画・静止画の帰属は甲とする。

甲からの要請がない限り、乙はバックアップとして動画、静止画を撮影日当日より3ヵ月を目途に破棄するものとする。

第九条 【発信・掲載】

甲はSNS等での発信、掲載する場合は、名誉権・肖像権・プライバシー等侵害を十二分に配慮し、実施するものとする。損害賠償請求が発生した場合は、甲においてすべて解決するものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。

第十条 【個人情報保護】

乙は個人情報保護法に則り、実施するものとする。

第十一条 【秘密保持義務】

甲および乙は、当該契約書に基づく本件業務遂行の過程で知り得た相手方の個人情報等について、一般に開示されている内容を超える情報を第三者に漏洩してはならない。本契約終了後においても同様とする

第十二条 【第三者への再委託】

乙は第二条の本件業務の一部又は全部を第三者に再委託する事が出来る。

第十三条 【保険】

乙は無入航空機損害賠償責任保険に加入し、保険対象事案が発生した場合使用する。

第十四条 【不可効力免責】

地震、台風、津波その他天変地異、戦争、紛争、暴動、内乱、法令の改定と制定、同業罷免その他紛争行為輸送機器の事故その他不可効力により乙が本業務の全部又は一部を履行できない場合、乙はその責任を負わないものとする

第十五条 【禁止行為】

甲は、自ら又は第三者をして以下の各号に定める行為及びそれらのおそれのある行為を乙に対して行わないことを誓約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ 方法及び態様の如何を問わず暴力団等と関与する行為
- ⑥ 前各号に準じる行為

第十六条 【契約の解除】

甲および乙は、相手方が次の①～④に該当した場合、何らかの通知通告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除できる。

- ① 相手方が本契約のいずれか一の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したが、催告期間内に当該違反が是正されない場合。
- ② 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録取消しの処分を受けたとき。
- ③ 本契約に違反し、又は著しい背信行為があると判断した場合。
- ④ 反社会的勢力またはその構成員や関係者と判断した場合

第十七条 【協議解決】

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈につき疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

第十八条 【合意管轄】

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合、甲及び乙は、乙の所在地を管轄する裁判所のみを訴えを提起できるものとする。

甲
住所
氏名

乙
滋賀県大津市大江6丁目22-5
合同会社 飛びうし
代表社員 石村 嘉規